

身体障害福祉法等による福祉施策に係る関係資料

身体障害者福祉法等による主な福祉施策

○ 進行性筋萎縮症者に対する療養等の給付

- ・ 進行性筋萎縮症者に必要な治療及び訓練等を独立行政法人国立病院機構等に委託して行う

○ 身体障害者療護施設における支援

- ・ 身体障害者療護施設においてALS患者を受け入れた場合に次の加算を行う
 - ※ 筋萎縮性側索硬化症者等加算
 - ※ 神経内科医加算
 - ※ 看護師加算
 - ※ 遷延性意識障害者加算

○ 居宅生活の支援

- ・ ホームヘルプサービス(居宅における入浴、食事等の介助)
- ・ ショートステイ(身体障害者療護施設、医療機関等における短期間の保護)
- ・ デイサービス(日帰りによる入浴、給食等の提供)

○ 社会福祉施設の整備

- ・ 身体障害者療護施設の施設(設備)整備におけるALS(筋萎縮性側索硬化症)等専用居室の整備

施設訓練等支援費

- 筋萎縮性側索硬化症者等加算 1月につき20,000円
 - ・医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された者（以下「筋萎縮性側索硬化症等障害者」という。）を身体障害者療護施設が受け入れた場合の加算
- 神経内科医加算 1月につき14,500円
 - ・筋萎縮性側索硬化症等障害者を受け入れるため、身体障害者療護施設の職務に月2回以上従事する神経内科医を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た身体障害者療護施設において、筋萎縮性側索硬化症等障害者を受け入れた場合の加算
- 看護師加算 1月につき82,400円
 - ・筋萎縮性側索硬化症等障害者を受け入れるため、身体障害者療護施設の職務に従事する看護師を通常の配置基準に加え、常勤換算方式で1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た身体障害者療護施設において、筋萎縮性側索硬化症等障害者を受け入れた場合の加算
- 遷延性意識障害者加算 1月につき10,000円
 - ・医師により別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者又はこれに準ずる者を身体障害者療護施設が受け入れた場合の加算

障害児施設（児童福祉施設）

- 重症心身障害児施設
 - ・重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導をする施設。
 - ・施設数 101 か所 定員 9,838 人 在所者数 9,582 名（平成 14 年 10 月 1 日現在）
- 肢体不自由児施設
 - ・上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童を治療するとともに、独立生活に必要な知識技術を与える施設。
 - ・施設数 66 か所 定員 5,969 人 在所者数 3,801 名（平成 14 年 10 月 1 日現在）

○進行性筋萎縮症者療養等給付事業について

（目的）

進行性筋萎縮症者に対し、療養にあわせて必要な訓練等を行ない、もって、その福祉の増進を図ることを目的とする。

（事業の内容）

進行性筋萎縮症者に必要な治療及び訓練等を独立行政法人国立病院機構等に委託して行う。

（委託費の内容）

- ・医療費（健康保険給付相当額を控除した額）
- ・日用品費（1人当たり月額23千円）
- ・指導職員配置経費（1人当たり月額247千円）等

（給付対象者）

身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の進行性筋萎縮症者であって、その治療等に特に長期間を要するものとする。

（実施主体）

市町村

（平成16年度予算額）

1,904百万円

（負担割合）

- ・国1/2、指定都市・中核市・市及び福祉事務所を設置する町村1/2
- ・国1/2、都道府県1/4、福祉事務所を設置しない町村1/4

(1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）事業

[単位：千円]

区 分	身体障害者	障 害 児 知的障害者	難 病	精神障害者	合 計
	45,260人 ↓ 51,220人 (+5,960)	3,840人 ↓ 10,395人 (+6,555)	4,000人 ↓ 4,000人 (±0)	2,129人 ↓ 4,986人 (+2,857)	55,229人 ↓ 70,601人 (+15,372)
事 業 費	(30,367,540) 36,222,551	(3,786,640) 10,650,402	(455,641) 455,641	(882,696) 2,065,868	(35,492,517) 49,394,462
養成研修事業費	(103,022) 99,582	(29,731) 29,523	(19,909) 19,848	(17,391) 18,401	(170,053) 167,354
合 計	(30,470,562) 36,322,133	(3,816,371) 10,679,925	(475,550) 475,489	(900,087) 2,084,269	(35,662,570) 49,561,816

ア 身体障害者居宅介護等事業（支援費）

34,286,933千円 → 47,002,058千円 (+12,715,125千円)

主な改善内容

- 1 居宅介護従業者(ホームヘルパー) 49,100人 → 61,615人 (12,515人増)
 身体障害者 45,260人 → 51,220人 (5,960人増)
 障害児・知的障害者 3,840人 → 10,395人 (6,555人増)
 ※ 障害者プラン期間中の増員数を表したもの

1 事業概要

障害者等が居宅において日常生活を営むことができるよう、障害者の家庭等にホームヘルパーを派遣して入浴等の介護、家事等の日常生活を営むのに必要な便宜を供与することにより、障害者の自立と社会参加を促進し、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする事業。

2 基準単価（丙地、1時間当たり）

身体介護中心 4,020円
 家事援助中心 1,530円

- 3 創設年度 身体障害者 昭和42年度
 障害児及び知的障害者 昭和45年度

- 4 実施主体 市町村

- 5 補助率（負担割合） 1/2（国1/2、指定都市・中核市1/2）
 （国1/2、都道府県1/4・市町村1/4）

短期入所（ショートステイ）事業

身体障害者短期入所事業、障害児（者）短期入所事業（支援費）

4,473,808千円 → 8,153,597千円 (+3,679,789千円)

主な改善内容

件数	4,431人分	→	4,585人分	(154人分増)
身体障害者	1,697人分	→	1,751人分	(54人分増)
障害児・知的障害者	2,734人分	→	2,834人分	(100人分増)

1 事業概要

障害者等の介護を行う家族等が、疾病等を理由に居宅において介護ができなくなった場合に、一時的に身体障害者更生援護施設等に保護する事業。

2 基準単価	(1) 身体障害者	(2) 障害児及び知的障害者
(丙地)		
・区分1 (重度)	8,040円	・区分1 (重度) 7,970円
・区分2 (中度)	7,240円	・区分2 (中度) 7,240円
・区分3 (軽度)	6,880円	・区分3 (軽度) 4,560円
・遷延性意識障害者等	14,350円	・遷延性意識障害児等 14,350円
・送迎加算	1,860円	・重症心身障害児(者) 20,320円
		・送迎加算 1,860円

3 創設年度	身体障害者	昭和53年
	障害児及び知的障害者	昭和51年

4 実施主体	身体障害者	市町村
	障害児	市町村
	知的障害者	市町村

5 補助率(負担割合)	1/2	(国1/2、指定都市・中核市1/2)
		(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)

(3) 日帰り介護（デイサービス）事業

ア 身体障害者日帰り介護(デイサービス)事業（支援費）

7,555,845千円 → 9,257,571千円 (+1,701,726千円)

主な改善内容

か所数 身体障害者 1,000か所 → 1,050か所 (50か所増)

1 事業概要

在宅の身体障害者に対し、利用者の自立の促進、生活の質の向上、身体機能の維持向上等を図ることができるよう、通所により創作的活動、機能訓練等を行う。

2 基準単価（丙地、4時間以上6時間未満の場合）

類 型		区分1 (重度)	区分2 (中度)	区分3 (軽度)
I 型	併設型	4,670円	4,240円	3,820円
	単独型	5,820円	5,390円	4,960円
II 型	併設型	1,450円	1,110円	770円
	単独型	2,590円	2,250円	1,920円
入浴サービス加算		410円		
給食サービス加算		420円		
送迎サービス加算		550円		

3 創設年度 昭和52年度

4 実施主体 市町村

5 補助率（負担割合） 1 / 2（国1/2、指定都市・中核市1/2）
（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）

(参考資料)

- 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準

(平成十四年六月十三日)
(厚生労働省令第七十八号)

- 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準

(平成十四年六月十三日)
(厚生労働省令第八十号)

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第二十三条 指定居宅介護事業所の従業者が行う指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 三 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

(緊急時等の対応)

第二十七条 従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(介護等の総合的な提供)

第三十条 指定居宅介護事業者(専ら外出時における移動の介護の提供を行う者を除く。)は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

(参 考)

身体障害者療護施設の整備

○ALS（筋萎縮性側索硬化症）等専用居室の整備

ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者のための専用居室の整備

（採択要件等）

- ・ 定員規模50人以上の施設に2床設置（定員とは外数）
- ・ 定員規模30～40人は採択要件としない。但し、地域の実情等を勘案して設置を認める。
- ・ 単価：本体単価に加算（B地域：千葉県）

（基準単価）1人当たり@3,000,000円

※本体単価 1人当たり@8,100,000円